

(病院職員以外)職員向けの出勤を控える症状・状況における報告と対応方法

！注意！

病院職員は、病院感染制御部の Web class を回答し、そちらの指示に沿ってください

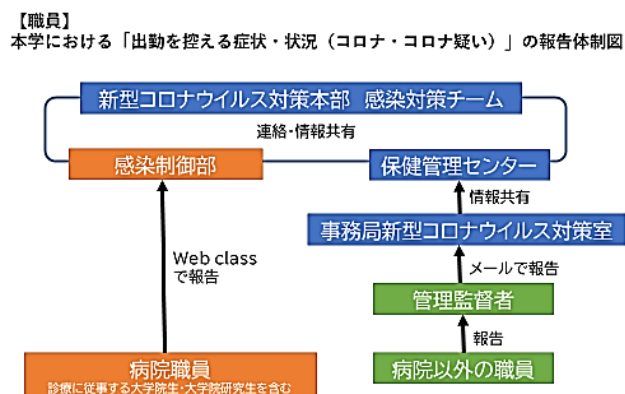
1. COVID-19 検査可能な医療機関

下記サイトにて、COVID-19 検査可能な病院が検索できます。

COVID-19 検査は、発症後 24 時間経過してから行うようにしてください。

- ・[東京都「新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合の受診先検索」](#)
- ・[千葉県「外来対応医療機関等」](#)
- ・[埼玉県「指定診療・検査医療機関」](#)
- ・[神奈川県「外来対応医療機関検索システム」](#)

2. COVID-19 検査「陽性」が判明した際の報告方法



COVID-19 検査「陽性」が判明した場合、管理監督者を通して、下記の事項を事務局新型コロナウイルス対策室(CC:保健管理センター)へメールで報告してください。

【報告内容】

- ①本人氏名
- ②所属
- ③発症日もしくは、医療機関に発症ゼロ日と指定された日(無症状の場合は、検査日)
- ④診断を受けた医療機関(自宅検査の場合は、自宅と回答)
- ⑤現在までの経過

【報告先】

TO : 事務局新型コロナウイルス対策室(kikikanri@ml.tmd.ac.jp)

CC : 保健管理センター(hokencenter.hsc@tmd.ac.jp)

3. 出勤停止中の就業の可否について

[\(8/14\)出勤停止・出席停止および自宅待機期間中の就業・受講の可否について\(通知\)](#)

4. 濃厚接触者の取り扱いについて

2023年10月より、同居者かどうかに関わらず、COVID-19発症者との接触後も、自身に症状がなければ、勤務継続可能となりました。また、濃厚接触者の大学への報告も不要です。勤務時は、ユニバーサルマスクングに加え、発熱や咽頭痛、咳などの症状にご注意いただき、少しでも体調がすぐれなければ自宅待機または、テレワークに切り替えて頂くなどのご対応をお願い致します。